

道路運送法の改正による協議通賃の協議方法の見直しについて

改正道路運送法の改正(R5.10.1施行)

1 法改正前(～9/30)

「地域公共交通会議又は(活性化再生法に基づく)協議会」において協議を調え、国土交通大臣に届出

参考 <道路運送法(抜粋)>

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条 (略)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第1項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

<道路運送法施行規則(抜粋)>

(法第9条第4項の協議が調ったとき)

第9条の2 法第9条第4項の協議が調ったときは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。)又は協議会において協議が調っているときとする。

2 法改正後(10/1～)

新たな「協議会」において協議を調え、国土交通大臣に届出

参考<道路運送法(抜粋)>

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条 (略)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

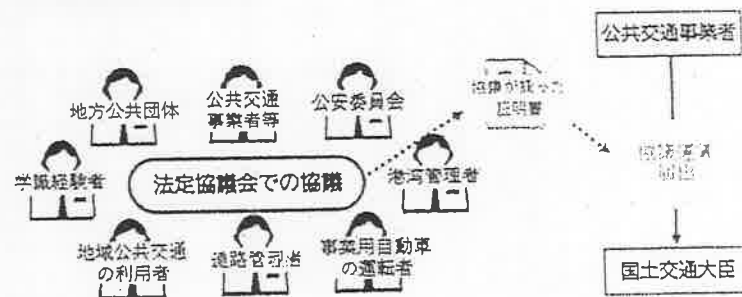
- 一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。))又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6～7 (略)

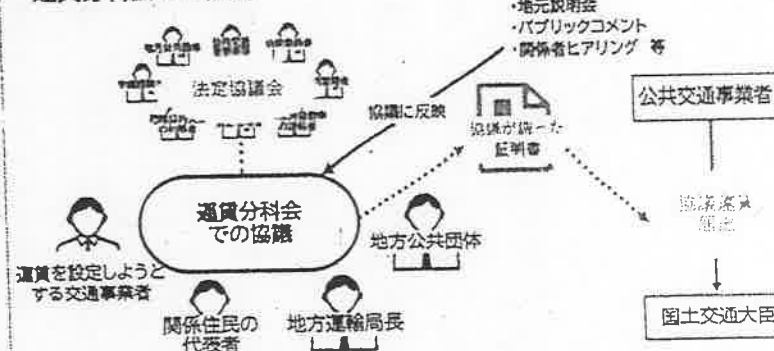
これまで

法定協議会での協議



対応案 法定協議会に分科会を新設

通賃分科会での協議



※関係事業者が複数の場合には分科会も複数回開催が必要となる

【通賃分科会について】

- ・分科会の会長は広島市とし、分科会委員のうち「関係住民の代表者」については、別途指名とする。
- ・分科会の議案は、全会一致で決する。
- ・分科会での決議事項については、親会議である法定協議会に報告する(親会議の承認は求めない。)